

京都市交通局管理規程 3-7（京都市交通局職員の職及び職種に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第2条を削り，第3条を第2条とし，第4条を第3条とし，第5条を第4条とする。

別表第1中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

別表第2中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改める。

附 則

この改正規程は，平成19年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)